

令和5年度ミュージアムツーリズム事業の業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

2020年5月に施行された「文化観光推進法」に基づき、博物館や美術館といった文化施設を拠点とした誘客拡大を図るため、「兼六園周辺文化の森」が有する豊富な文化資源を活用した体験型コンテンツを旅行会社とともに造成し、旅行商品化を目指す。

2 委託業務概要

- (1) 業務名 令和5年度ミュージアムツーリズム事業
- (2) 業務内容 令和5年度ミュージアムツーリズム事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- (4) 委託金額 3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

3 参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、当該業務委託契約の締結の日において、令和4・5年度の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。（県の指名停止の措置を受けている者を除く）。
- (3) 旅行業法の登録を受けている第1種または第2種旅行業者及び旅行業者代理業者であること。
- (4) 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産開始手続開始の申立てがなされていない者であること。（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。）
- (5) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す

- る暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 石川県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、企画提案書の提出日現在において滞納していない者であること。

4 募集方法

県ホームページにプロポーザル実施の案内を掲載する。

5 事前説明会の実施

本事業に関する説明会を下記のとおり開催する。

- (1) 日時 令和5年7月4日(火) 10時00分から
- (2) 会場 石川県庁行政庁舎5階 511会議室
- (3) 申込方法 「説明会参加申込書」(様式1)を、電子メールにより提出すること。
電子メールを送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。
- (4) 申込期限 令和5年7月3日(月) 16時まで
- (5) 留意事項 事前説明会への参加は、本プロポーザルへの参加の必須条件ではない。

6 内容に関する質問受付

- (1) 提出期限 令和5年7月5日(水) 16時まで
- (2) 提出方法 「質問票(様式2)」を以下の宛先に電子メールにより提出すること。
提出の際は、電子メールを送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。
【宛先】石川県県民文化スポーツ部文化振興課
メール: e130700a@pref.ishikawa.lg.jp
電話: 076-225-1371
- (3) 回答方法 県ホームページに掲載
- (4) 留意事項 対面・電話での質問は受け付けない。

7 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

- (1) 提出期限 令和5年7月10日(月) 16時まで
- (2) 提出方法 「参加申込書(様式3)」及び「会社概要(様式4)」を以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、電子メールを送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。

【宛先】 石川県県民文化スポーツ部文化振興課

メール： e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

電 話： 076-225-1371

8 企画提案書の提出

(1) 提出書類（基本的にA4サイズとすること）

書類	部数	様式	備考
①企画提案書の提出 について	1部	様式5	
②企画提案書	5部※	任意	8(2)企画提案書に記載すべき内容に従って作成すること。
③見積書	5部※	任意	提出時点でできる限り詳細に積算すること。

※②③については、提案者名の記載があるものを1部、提案者名の記載がないものを4部提出すること。提案者名の記載がないものについては、会社名、住所、ロゴマークなど提案者を特定できる表示をしないこと。

(2) 企画提案書に記載すべき内容

ア 事業実施の基本姿勢

- ・モニターツアーの計画及び実施・運営における考え方、方針について記載すること。

イ モニターツアーの内容

- ・各モニターツアーについて、コンセプト、ターゲット、行程、実施予定時期、最少催行人員、料金を記載すること

ウ 広報宣伝計画

- ・使用する広報媒体や実施時期、集客に資する工夫について具体的に提案すること。

エ 収支計画

オ 業務実施スケジュール

- ・適正かつ具体的な業務スケジュールを記載すること。

キ 業務遂行体制

- ・本委託業務を確実に遂行するための人員の配置、運営体制を記載すること。
- ・関係者との連携・協力について、体制や手法等を記載すること。

ク 類似業務の実績

- ・過去に本企画の内容に類似した業務実績があれば記載すること。

ケ その他

- ・当該エリアにおける文化施設誘客の促進、文化観光の推進に寄与する追加提案があれば記載すること。

(3) 提出方法

以下の宛先に、電子メール及び郵送または持参により提出すること。電子メールでの提出の際は、電子メールを送信後に必ず電話で受信確認を行うこと。

【宛先】 石川県県民文化スポーツ部文化振興課

メール： e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

電 話： 076-225-1371

(4) 提出期限

令和5年7月24日(月) 16時まで (郵送は期限内必着)

(5) 留意事項

- ア 一提案者が複数案を提出することは認めない。
- イ 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
- ウ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- エ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- オ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。ただし、石川県県民文化スポーツ部文化振興課が認める軽微な訂正等を除く。
- カ 石川県県民文化スポーツ部文化振興課から提供された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

9 審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案に係るプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

イ 審査基準

審査項目		審査基準	配点
提案 内容	理解	業務の目的及び内容を十分に理解した内容か。	5
	ツアー内容	兼六園周辺文化の森の文化資源を活用し、本県文化の魅力を最大限提供できる内容となっているか。	15
		文化の理解促進や体験はもとより、食事や宿泊を含め、富裕層にリーチし、高附加価値体験を提供する内容となっているか。	15
		仕様書5（1）③の特記事項に記載された、今年度オープンする施設・イベントを含んだ提案がなされているか。	15
		追加の独自提案がなされているか。	5
	ターゲット	各ツアーのターゲットが適正か。	10
旅行商品化	実施したツアーの結果を旅行商品に十分に反映させることができる体制であるとともに、具体的な販売計画等を提案しているか。	15	
実現性	実施体制	仕様書を的確に踏まえ、業務を円滑かつ確実に実施できる体制（責任者、人員配置、役割分担等）が構築されているか。	5
	スケジュール	業務のスケジュールは、具体的かつ無理なく実現可能なものか。	5
活動実績	類似実績の有無	類似のツアーの開催や旅行商品化の実績があり、専門的知識、技術、経験を持ち合わせているか。	5
経費積算	妥当性	見積書の内容や算定根拠が明確に示され、提案内容に見合った適切な経費となっているか。	5
計			100

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。

オ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10 契約締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と石川県県民文化スポーツ部文化振興課が協議し、委託契

約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。なお、仕様の内容は、提案のあった内容を基本とする。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) その他

受託候補者と石川県県民文化スポーツ部文化振興課との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

1 1 問い合わせ先

石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県県民文化スポーツ部文化振興課 担当 藤田

メール： e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

電話： 076-225-1371